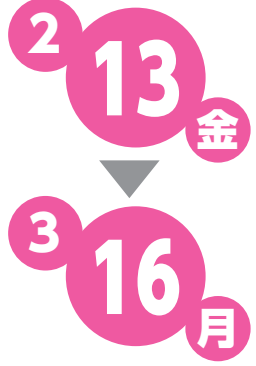


平成26年分 所得確定申告相談日程

◎会場：鏡石町勤労青少年ホーム
◎受付時間：午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

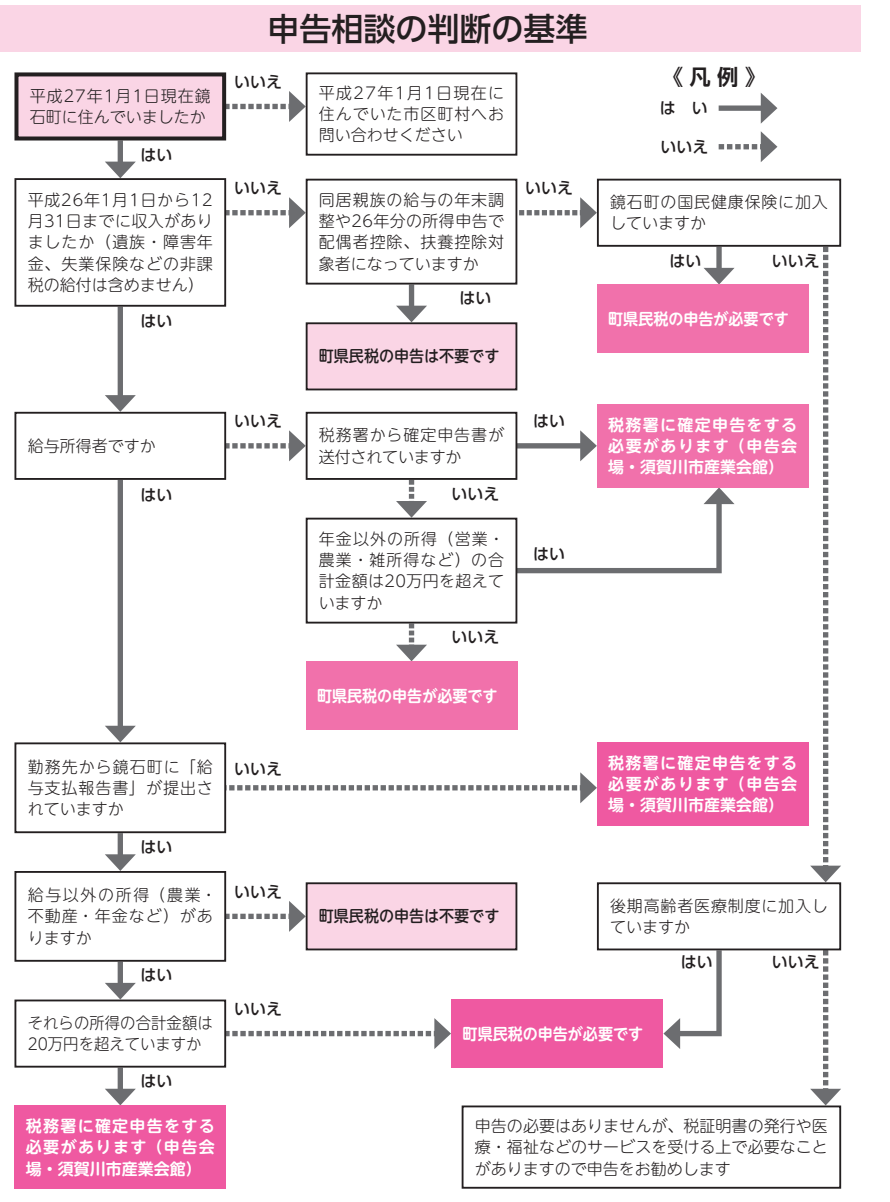
Table with columns for Date, Day of Week, and District. It lists the schedule for tax consultation from February 13th to February 28th across various districts like 公的年金のみ, 1区・2区, etc.



所得申告をお忘れなく

会場：鏡石町勤労青少年ホーム

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月13日(金)から町勤労青少年ホームで行います。この相談は、平成26年1月から12月までの所得を申告していただくもので、この内容が平成27年度の町県民税や国民健康保険などの課税基礎となります。申告期限が近づくと、会場が混雑します。また、申告の内容によっては時間がかかることもありますので、時間に余裕をもってご来場ください。



申告の必要な方

確定申告が必要となるのは、次のいずれかに該当する方です。
●平成27年1月1日現在、鏡石町に住所があり、平成26年中に何らかの所得があった方
※ただし、所得がなかった方でも国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方は申告が必要です。

申告の必要がない方

次のいずれかに該当する方は、申告の必要がありません。
●所得税の確定申告書を税務署へ提出される方
●給与所得のほかに収入がなく、給与支払報告書が町に提出されている方。ただし、新たに控除(医療費控除や住宅借入金等特別控除など)を受けようとするときは、申告が必要。
●平成26年中に所得がなく、鏡石町内居住の家族の扶養に

申告相談に必要なもの

- 印鑑
●給与や年金収入のある方は平成26年分の源泉徴収票(コピー不可)
●平成26年中に支払った国民健康保険税、国民年金・国民年金基金保険料、介護保険料、任意継続社会保険料などの支払い証明書または領収書
●一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料(地震保険等)の支払証明書

出がなかった方

●平成26年中に退職された方や一時金、または生命保険、損害保険契約に基づく満期返戻金の収入があった方
●平成26年中に土地や建物などの譲渡所得があった方
●所得控除(扶養控除等)の

所得税の還付申告

確定申告をする必要のない給与所得者でも次のような場合には、所得税が還付されることがあります。
●入院など多額の医療費を支払った場合
●災害や盗難にあった場合
●年の途中で退職し、再就職していない場合

土地や建物を売ったとき

平成26年中に土地や建物を売った利益には、譲渡所得として税金がかかります。譲渡所得については、特例が設けられていますが、特例の適用を受けるにはさまざまな要件があります。譲渡所得についても、他の所得と一緒に確定申告を行う必要がありますので、詳しくは須賀川税務署にお問い合わせください。

須賀川税務署からの お知らせ

確定申告書作成会場

須賀川税務署では、平成26年分確定申告書作成会場を2月2日(月)から3月16日(月)まで(土、日、祝日を除く)須賀川市産業会館に開設します。開設時間は、午前9時から午後4時までとなります。この期間は、税務署内に確定申告書作成会場は設置しませんので、申告・相談をされる方は、須賀川市産業会館へお越しください。なお、会場は大変混雑しますので、次による提出方法が大変便利です。
①国税庁のホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用し電子申告(e-Tax)
②同コーナーを利用して、申告書を作成・印刷の上、税務署へ郵送
詳しくは、国税庁のホームページ(www.nta.go.jp)または須賀川税務署にご確認ください。

税務町民課 ☎62-12114
申告会場(申告期間中のみ) ☎62-1234